

一般社団法人長崎県観光連盟web広告掲載要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人長崎県観光連盟が管理するwebサイトの広告掲載を適正に行うため、一般社団法人長崎県観光連盟広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の種類及び、掲載位置、サイズ、掲載枠数等

	広告の種類	掲載位置	サイズ等	掲載枠数
①	バナー広告	すべてのwebページ下部にバナーを表示	横235ピクセル×縦70ピクセル	8枠
②	テキスト広告	すべてのWebページ上部に表示	テキスト最大42文字	1枠
③	セカンドナビゲーション広告	ナビゲーションメニューの一つとして表示	テキスト最大10文字	1枠
④	オープン型Display広告	トップページ中段「注目のトピック」にバナー表示	横260×縦335(ピクセル)	3枠
⑤	クローズ型POPアップ広告	観光スポットやイベント等、特定のページにPOPアップ表示のバナーを掲載	PC版:横380×縦235(ピクセル) スマートフォン版:横650×縦150(ピクセル)	指定ページにつき1枠
⑥	ランタンPOPアップ広告	長崎ランタンフェスティバルのイベントページまたは特集ページにPOPアップ表示のバナーを掲載	⑤の規格に同じ	2枠

(2) バナーの規格

- ・形式 JPEGまたはPNG(アニメーション不可)
- ・高解像度ディスプレイでの最適化表示のため各サイズ2倍程度を目安としたサイズでの素材入稿を推奨します。
- ・バナー内の右下にPRの表示をつけること

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告等は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第3条に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載の期間)

第4条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)と広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は以下に定める。

	広告の種類	広告掲載開始日	広告掲載終了日
①	バナー広告	広告掲載開始日の10時までに掲載	広告掲載終了日の23:59
②	テキスト広告		
③	セカンドナビゲーション広告		
④	オープン型Display広告		
⑤	クローズ型POPアップ広告	広告掲載開始日の午前中に掲載。ただし、開始日が土日祝の場合は、広告開始日前の営業日に掲載する。	広告終了日の翌日。ただし、終了日が土日祝の場合は、翌営業日に撤去する。
⑥	ランタンPOPアップ広告	広告掲載開始日は、当該年度の長崎ランタンフェスティバル開始日の2か月前同日に掲載開始。ただし、開始日が土日祝の場合は、広告開始日前の営業日に掲載する。	当該年度の長崎ランタンフェスティバル終了日の翌日。ただし、終了日が土日祝の場合は、翌営業日に撤去する。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として連盟webサイトに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- (3) 連盟は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。
- (4) 連盟は、公募を行うにあたって、広告代理店等を介して広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、一般社団法人長崎県観光連盟web広告掲載申込書(様式第1号)により連盟に申し込むものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

第7条 連盟は、前条の規定による申込みがあった場合は速やかに審査し、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定し、その結果を一般社団法人長崎県観光連盟web広告掲載承諾書により当該申込者に通知する。

2 前項の決定を行う際、同じ順位のとときは、連盟会員にあっては会費納入額の多いもの、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料および諸費用は、次に掲げるとおりとする。(全て消費税及び地方消費税別)

	広告の種類	連盟会員	連盟非会員
①	バナー広告	10,000円/月	15,000円/月
②	テキスト広告	30,000円/月	60,000円/月
③	セカンドナビゲーション広告	50,000円/月	100,000円/月
④	オープン型Display広告	20,000円/月	40,000円/月
⑤	クローズ型POPアップ広告	30,000円/月	60,000円/月
⑥	ランタンPOPアップ広告	150,000円/月	300,000円/月
諸費用	POPアップ設置・撤去費用	⑤クローズ型POPアップ広告、⑥ランタンPOPアップ広告を掲載する場合、POPアップバナー設置・撤去に伴う諸費用として、一律20,000円(税別)を請求する。	

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、請求書の日付から30日以内に支払うものとする。
- 3 広告掲載料については、広告主が連盟会員の有無によって適用する。したがって、広告代理店等が連盟会員であっても、広告掲載料の設定が変更することはない。
- 4 広告代理店等が広告営業を行い、広告出稿が決定した際には、広告掲載料のうち手数料20%を内掛けとして控除した金額を請求する。
- 5 手数料については広告掲載料のみが該当する。POPアップバナー設置・撤去に伴う諸費用は対象外とする。
- 6 広告掲載申込期間が会計年度を跨ぐ場合、当該年度に属する期間(契約開始日から当該年度の3月31日まで)の広告掲載費について、当該年度末日までに請求するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 連盟は、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、第7条に規定する広告掲載料に基づき、掲載しなかった日数に応じて日割り計算した額を広告主に返還するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により広報媒体が一時停止した場合、当該期間については、広告を掲載しなかった期間に算入しないものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災その他真にやむを得ない事態が発生した場合
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの連盟の指定する日までに、原稿を連盟の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 連盟は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第10条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第10条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと連盟が認めるもの

2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、連盟にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第9条の規定を準用する。

2 広告主は、広告の遷移先URLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに連盟に届け出るものとする。

3 広告主は、第2条第1項第1号に定める広告の種類のうち、⑤クローズ型POPアップおよび、⑥ランタンPOPアップのバナー画像または遷移先URLを変更するときは、1回につき2,000円(税別)の追加料金を請求する。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

この要領は令和3年4月28日から施行する。

附則

この要領は令和8年5月1日から施行する。